

狛江市総合的な主権者教育計画

(第2期)

令和3年10月

狛 江 市

目次

■はじめに.....	1
■第1章 計画の概要.....	2
(1) 主権者教育の考え方.....	2
(2) 本計画のねらい.....	2
(3) 計画期間.....	3
■第2章 第1期計画の取組状況.....	4
■第3章 主権者教育の推進に向けて.....	10
(1) 目指すべき主権者像.....	10
(2) 基本方針.....	10
(基本方針1) 成長や発達段階、発達状況に応じた取組の充実.....	11
(基本方針2) 家庭・関係施設に係る取組の充実.....	12
(基本方針3) 主権者教育に係る情報支援の充実.....	13
■第4章 今後の取組について.....	14
■おわりに.....	17

■はじめに

昨今の主権者教育の背景として、平成 29 年 3 月に告示された「学習指導要領」において、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、「主権者として求められる力」が掲げられており、小学校、中学校及び高等学校の各学年等の児童・生徒の発達段階において、「主権者に関する教育」を実施し、教科等横断的な視点で育成することとされています。

また、文部科学省では、新たな学習指導要領のもとで、学校・家庭・地域において、主権者教育の推進方策について検討等を行っていくため、主権者教育推進会議が設置され、有識者からのヒアリング及び諸外国や国内の教育委員会、学校等への訪問調査を行ってきたほか、シンポジウムにおける意見交換等を経て、推進方策について検討を重ね、令和 3 年 3 月に「今後の主権者教育の推進に向けて」として最終報告がまとめられました。

更に主権者教育において、主権者としての権利行使の一行為として、選挙権の行使という部分については、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が「満 18 歳以上」へ引き下げられて以降、3 回の国政選挙、4 回の都政選挙、2 回の市政選挙が行われてきましたが、18 歳から 20 歳までの投票率を見ると、各年齢の投票率が次年度には低下しており、継続的に投票する人が少なくなっています。

狛江市においても、小学校では令和 2 年度から、中学校では令和 3 年度から新学習指導要領を全面実施しており、小学校及び中学校における主権者教育を推進してきたほか、平成 25 年の公職選挙法の改正による成年被後見人の選挙権回復を受け、知的障がい者等への投票支援にいち早く着手し、障がいの有無にかかわらず、権利として社会に参画できる選挙権の重要性について、その啓発に取り組んできました。その取組を中心に、発達だけでなく成長段階に応じた主権者としての育成を行い、これまでの主権者教育に係るレガシーを大切に、発展させながら、新たに学校・家庭・地域が一体となって効果的に主権者教育を推進できるよう、平成 29 年度に「狛江市総合的な主権者教育計画（以下、「第 1 期計画」という）」を策定しました。

第 1 期計画では、「発達段階等に即した取組」、「計画的な取組」、「広域的な取組」について、3 つの方向性を定め、「情報」と「体験」の 2 つの面から事業を展開し、目指すべき主権者像の達成に向けて、効果的な主権者教育を推進してきました。

令和 4 年度からは民法に規定する成人年齢が引き下げられることから、これまで以上に主権者教育に取り組んでいく必要があることから、狛江市では、この「主権者教育」を生きる上で必要な教育かつ育んでいくべき能力として、今後も効果的な主権者教育の更なる推進のため、前計画を引き継ぎ、「狛江市総合的な主権者教育計画（第 2 期）（以下、「第 2 期計画」という。）」として策定します。

■第1章 計画の概要

(1) 主権者教育の考え方

第1期計画に引き続き、主権者教育を、「障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちをはじめとした当事者が、社会的意思決定を学ぶこと」と幅広く捉えるほか、「生きる上で必要な教育かつ育んでいくべき能力」として捉え、第1期計画をもとに推進してきた「情報」及び「体験」を通じた発達段階に応じた取組を活かしていくとともに、狛江市の最大のレガシーである知的障がい者等への取組について、行政内部の連携はもちろん、学校や支援団体等、各機関が連携を図り、有機的かつ相乗的で継続的な事業展開を図ります。

(2) 本計画のねらい

第1期計画から引き続き、主権者教育を、単に選挙や政治について学ぶといった考えではなく、「自らが社会的意思決定を行うことを学ぶ」とし、それに必要な資質・能力の育成及び知識の習得に向けて、以下の点に注視しながら、主権者教育を実践し、必要な力を育んでいきます。

<注視すべき点>

- ◇有権者としての判断を適切に行うことができるように指導する。
- ◇話し合いや討論等を通じて、児童・生徒等が自らの考えをまとめていくような学習を行う。
- ◇現実の具体的な政治的事象を取り上げ、様々な立場や考え方に触れる機会を創出する。
- ◇模擬選挙や子ども議会等の具体的・実践的活動を取り入れる。
- ◇社会の中で児童・生徒の能動的な意思決定や行動を尊重する。

1	知識	政治の仕組み、議員の活動、選挙の流れ 公職選挙法の内容、投票の方法 等
2	技能	論理的な思考力、判断する力、情報収集の力 合意形成する力、意志決定の力 等
3	意欲	社会活動への参画、主権者としての責任 模擬選挙等の体験 等
4	実践	知識・技能を生活の中で活用する力 日常生活の中での実践 等



(3) 計画期間

第1期計画においては、一般地方選挙の任期と整合させ、4年と定めていましたが、主権者教育は「生きる上で必要な教育かつ育んでいくべき能力」を育むものであり、その育成・支援等については、中長期的なスパンによる実践等が必要になること、また、学習指導要領については2030年の社会を見据えていることから、第2期計画における計画期間については、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、中間年度である令和7年度において、社会情勢等に鑑み、必要に応じた見直しを検討していくこととします。

■ 第2章 第1期計画の取組状況

第1期計画では市や障がい者支援団体が主体となり、「発達段階等に即した取組」、「計画的な取組」、「広域的な取組」について、3つの方向性を定め、「情報」と「体験」を通して取組を行い、主権者教育を推進しました。

<第1期計画の取組>

	基本方針1		基本方針2		基本方針3		
	① 幼少段階からの取組	② 年代や環境に応じた継続的な取組	① 実施時期の整理	② 事業効果拡大に向けた整理	① 組織横断的な取組	② 障がいのある方の意思決定支援に係る取組	③ 広域連携による取組
子ども議会	●	●	●	●	●		
青少年会議		●					
模擬選挙	●	●				●	●
高校生のための選挙セミナー		●					
高校生による選挙投票事務		●					
中学校における主権者教育		●					
選挙の実践支援					●	●	
特別支援学校等の教員への主権者教育		●				●	
知的・発達障がいのある方への主権者教育		●		●		●	

<主な取組の実践状況>

■子ども議会		情報	体験
実施主体	子ども政策課		
実施年度	平成 29 年度・平成 31 年度		
実施結果			
<p>子どもたちの自主的・主体的な話し合い活動を促進し、議会や行政の仕組み、役割等を学び、社会の一員としての自覚を培うとともに、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動する主権者の育成を図ることを目的として開催し、狛江市のまちづくりに対し、子どもたちの考えや意見を直接受ける場とした。</p> <p>市内の各小学校の高学年から子ども議員を 3 人ずつ選出し、狛江市議会議場にて一般質問形式の会議を行い、市長、副市長、教育長及び各部長が出席し、子ども議員の質問に答えた。実施後、子ども議会会議録及び当日の様子を撮影したDVDを各小学校及び子ども議員に配付し、事業のより一層の周知・普及を図るとともに、学校の授業等での活用を図った。</p>			

■青少年会議		情報	体験
実施主体	子ども政策課		
実施年度	平成 30 年度		
実施結果			
<p>各中学校ごとに4つのグループを作り、12人の生徒が地域課題を題材としたテーマに沿って話し合いを進め、政策提言としての報告会を行った。また、グループ間においても、市役所での全体会議の開催や討論を行い、互いの意見を共有した上で事業を進めた。</p> <p>テーマについては、大テーマを「中高生の居場所づくり」、小テーマを「中学生にとって生活しやすい狛江市とは」として実施し、グループごとに話し合いを重ね、参加者同士で議論し、意見をまとめることで、能動的な行動に寄与した。また、地域住民によるサポートを受けることで、異なる年齢の人との交流や話し合い活動を通じて、生徒の見地が広がり、社会参加意識の向上が伺えた。</p> <p>報告会については、メンバー以外の生徒も参加し、クラスメートがどのように考え、どのような答えを導き出したのかを発表を通じて学んでもらった。また、発表があった政策提言については、市役所の検討結果をまとめ、生徒や保護者にフィードバックし、自分たちが提言した内容がどのような形で社会に還元されるのかを学ぶことで、より一層の社会参加意識の醸成を図った。</p>			

■ 模擬選挙		情報	体験
実施主体	府中けやきの森学園・調布特別支援学校 市内の障がい者支援施設・選挙管理委員会事務局 (協力：高齢障がい課)		
実施年度	平成 29 年度・平成 30 年度		
実施結果			
<p>【障がいのある方への取組】</p> <p>府中けやきの森学園や調布特別支援学校、障がい者支援施設と連携し、給食のメニュー決め等の身近なテーマを設定し、実際の記載台や投票箱等を用いて模擬投票を行い、実際の選挙の流れを通して、自ら選び、投票を行うという「主権者としての行動」の学習に寄与した。</p> <p>【幼少期への取組】</p> <p>平成 30 年度の市民まつりでは、模擬投票所を設置し、親子で投票できる企画として、狛江市のキャラクターを使って人気投票を実施し、選挙について、家庭で話し合ってもらうきっかけづくりの一つとした。</p>			

■ 高校生のための選挙セミナー		情報	体験
実施主体	選挙管理委員会事務局		
実施年度	平成 29 年度		
実施結果			
<p>未来の有権者として求められる力を身に付けるために、市内の高校生を対象に、高校生が選挙でできること等の基礎知識の普及を目指し、講演会方式のセミナーを行った。投票に対する意識を高め、高校生を対象にした実際の選挙投票事務の従事にもつなげた。</p>			

■ 高校生による選挙投票事務		情報	体験
実施主体	選挙管理委員会事務局		
実施年度	平成 29 年度～		
実施結果			
<p>平成 29 年度の衆議院議員選挙において、市内高校へのポスター掲示等を経て、主権者教育の一環として選挙投票事務の臨時職員の一部について高校生を採用し、選挙当日は 14 人の高校生が選挙投票事務に従事したほか、令和 2 年度の都知事選より、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことに伴い、高校生を含めた 18～20 歳の年代の方が投票事務を務めることで、主権者としての意識醸成に取り組んだ。</p>			

■中学校における主権者教育		情報	体験
実施主体	指導室		
実施年度	平成 30 年度		
実施結果			
<p>【生徒会等による地域貢献活動】</p> <p>地域貢献活動を通じて、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動する主権者の育成を図ることを目的として、生徒会や部活動、委員会において、活動内容を生徒たちが考え、話し合いや模擬投票を通じて決定することで、社会の意思決定のプロセスを学びながら、募金活動や植栽・清掃活動、防災訓練といった活動を行った。特に、募金活動については、全校生徒へのアンケートや投票を行うことで、北海道胆振東部地震で被災した自治体に募金することを生徒自ら決定した。</p> <p>活動に当たっては、地域住民や関係機関と協力して行うことで、社会の構成員の一人として主体的に地域課題を解決する力や社会を生き抜く力を学んだ。</p> <p>【社会科におけるゲストティーチャーの招へい、道徳の授業における話し合い活動・ディベート学習】</p> <p>社会科（公民分野）の授業「私たちと政治」において、NPO法人の協力によるゲストティーチャーを招いた授業「政策と候補者の見極めと選挙」を実施し、主権者教育に対する学びを深めた。また、道徳の授業において生徒同士の話し合い活動を通じて、道徳的価値を自ら考え、判断し、主体的に行動する主権者の育成を図った。主権者として、社会の一員としての自覚を醸成するとともに、豊かな政治常識、高い選挙道徳の定着を図ることができた。</p> <p>また、市内に新たに開設する児童館について、生徒や地域の方々が愛着を持って利用できる施設にするために、施設の愛称について、生徒による模擬投票等を通じて決定することで、社会の意思決定のプロセスを学んでもらった。施設がある学区の中学校に投票箱を設け、全校生徒から愛称の案を募集し、生徒会においてとりまとめ、更に全校生徒による投票により愛称を決定した。</p>			

■選挙の実践支援		情報	体験
実施主体	狛江市手をつなぐ親の会（市民団体） 市内の障がい者支援施設 （協力：高齢障がい課・選挙管理委員会事務局）		
実施年度	平成 29 年度～		

実施結果

【投票のバリアフリー】

障がい者支援施設にて、体験投票として、知的障がい者等の当事者が実際の選挙の流れの中で、架空の候補者を立て、その候補者が事業所等に訪問し、それぞれの主張を話したり、「わかりやすい選挙広報誌」や投票箱、記載台等の機材を用いながら、投票の体験を行い、投票に当たっての留意事項を説明することで、選挙当日においても混乱なく投票ができるよう支援した。

平成 28 年度に高齢障がい課が協力し市民団体が作成した「投票支援DVD」を活用し、障がいのある方が選挙で円滑に投票が行えるよう、投票所での流れや投票の仕方等を映像で見ていただくことで、安心して選挙に来られるよう支援した。



体験投票の様子



投票支援DVD

【選挙情報のバリアフリー】

わかりやすい演説会として、市民団体や市内の協議会等が開催し、演説時間を短くするとともに、知的障がい者等にも伝わるよう言葉を選びながら演説を行ってもらい、候補者の情報のバリアフリー化を図った。

知的・発達障がい者の当事者団体が主体となり、「わかりやすい選挙広報誌」を作成した。内容をシンプルかつ読みやすくしたほか、候補者のページを選んで切り取り、投票の際に持参できるようにする等の工夫を加えた。また、広報誌の活用に向けて、高齢障がい課の協力を経て、市内障がい者支援施設への周知を行った。

「わかりやすい政見動画」として、候補者が伝えたいことについて、テーマを絞り、統一したほか、「文章を短く」や「難しい言葉を易しく言い換える」、「抽象的な言葉を避けて具体的な説明をする」、「背景知識を前提にしない」等の表現上の配慮を加えることで、障がいのある方にもわかりやすい動画とした。

■特別支援学校等の教員への主権者教育		情報	体験
実施主体	高齢障がい課		
実施年度	平成 30 年度		
実施結果			
<p>名古屋市の特別支援学校で主権者教育の取組を先進的に進めている方を講師に招き、「知的・発達障がいのある方への『実践主権者教育』」と題した公開研修を実施した。公開研修は、第一部と第二部の二本立てで行い、第一部は、講師のオリジナルの教材を用いて、市内通所事業所利用者の皆さんを生徒に見立て、わかりやすい模擬授業と模擬投票を行い、他の参加者は授業を見学することで主権者教育を学んだ。模擬授業は、「何でもみんなの意見で決める社会～主権者教育～」というテーマで行い、模擬投票は、市の選挙管理委員会も協力し、代理投票等に関する説明を交えながら行うことで、より授業の質を高めた。第二部は、第一部の内容の解説・振り返りや質疑応答を通じて、他の参加者との意見交換を行った。更に、講師が主権者教育にかかわることになった経緯や前任校の特別支援学校での主権者教育の取組についても報告いただいた。</p> <p>また、学校への周知・参加への協力等の呼びかけを教育委員会と協力して行ったほか、事業への参加等の呼びかけを市内の障がい者支援団体である狛江市手をつなぐ親の会と協力し、市内障害福祉サービス事業所にも事業への参加協力を呼びかけた。</p>			

■知的・発達障がいのある方への主権者教育		情報	体験
実施主体	高齢障がい課		
実施年度	平成 31 年度		
実施結果			
<p>知的・発達障がいのある方をはじめ、誰にとってもわかりやすい主権者教育を行うための副読本として、「わかりやすい主権者教育の手引き」を作成した。</p> <p>有識者や特別支援学校教員、通所施設職員、当事者団体代表等を委員として、わかりやすい主権者教育の手引きの内容検討のための委員会を設置し、市内通所事業所にて、府中けやきの森学園の教員を講師に招き、「主権者教育って何?」「社会参加するってどういうこと?」等を理解してもらうため、具体的な事例をもって「選ぶ」取組や、ICT機器を活用しながら、社会参加についての理解を深めるための研修会を行った。</p> <p>わかりやすい主権者教育の手引きの中身については、これまで市が積み重ねてきた主権者教育の取組を紹介するとともに、特別支援学校等での実際の授業の様子を多く掲載することにより、主権者教育を行うためのノウハウをわかりやすく紹介し、広く教材として活用してもらうことをねらいとして、全国に普及させた。</p>			

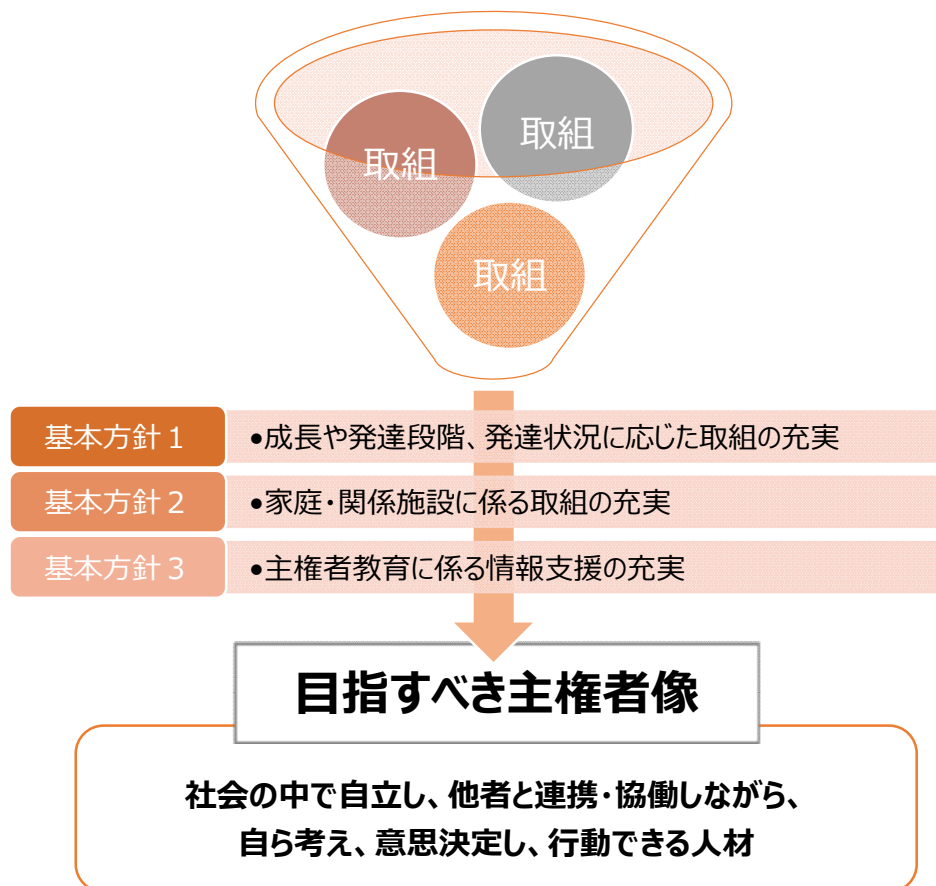
■ 第3章 主権者教育の推進に向けて

(1) 目指すべき主権者像

狛江市における主権者像として、第1期計画では「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、障がいがあってもなくても、また幼少期からの発達段階に即した、誰もが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる社会の構成員」と掲げており、学習指導要領の実施や社会的動向に鑑みても、これからの主権者教育については、これまでの取組を継続・発展させていくことで推進していく必要があることから、第1期計画の主権者像を引き継ぎ、「社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、自ら考え、意思決定し、行動できる人材」とし、障がいの有無や成長段階にかかわらず、主権者として行動できるよう教育・支援を行っていくとともに、それぞれが市のまちづくりへ参加・協働していけるような人材を目指します。

(2) 基本方針

目指すべき主権者像の達成のため、3つの基本方針を定め、効果的な主権者教育を実践しながら、各取組を進めていきます。



(基本方針 1) 成長や発達段階、発達状況に応じた取組の充実

主権者教育を推進していくためには、幼少期の段階から「自ら考え、意思決定をしていく」環境や機会が必要不可欠です。令和4年度からは成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、より早い段階で主権者としての経験を積んでいくことが重要となります。

子どもの成長段階に応じ、自身の生活に係る身近なテーマや現在の社会問題に係るテーマ等について、「自ら考え、意思決定をし、行動に移していく」というプロセスを意識しながら、様々な体験等の取組を実施し、主権者教育を推進していきます。

学習指導要領に基づき、小学校・中学校においても社会科や公民科に限らず、学校生活全体の中で、主権者教育を推進し、社会の一員として行動ができるよう主権者としての意識の醸成を図っていきます。

更に、国が進める「GIGAスクール構想」として、狛江市においても、児童生徒一人1台のタブレット端末の貸与と教育ICT環境の整備が行われていることから、それらの媒体や環境を用いて、より効果的な主権者教育を展開していきます。

また、高等学校段階は、在学中に選挙権を有する、また成年年齢を迎え「成人」として生活する生徒がいることから、主権者教育がより一層必要となる世代だといえます。高校生を選挙事務の臨時職員として採用する等、実際の体験を通して、選挙や政治について、より身近なものとして認識できる機会を創出していき、主権者としての意識醸成を図っていきます。

狛江市では、平成25年の公職選挙法の改正による成年被後見人の選挙権回復を受けて、知的・発達障がい者への投票支援を先進的に進め、障がい者支援施設では、身近なテーマで模擬投票を行っているほか、市民団体と協力して「わかりやすい主権者教育の手引き」を発行する等、知的・発達障がい者の状況に応じた主権者教育に係る取組を実施し、その取組について全国に発信をしています。これらの先進的な取組については、今後も継続的に実施し、発展させていきます。

また、その先進的な取組である「知的・発達障がい者への主権者教育」を狛江市独自の一つのレガシーとして、障がいの有無にかかわらず、幼少期からの投票支援及び主権者教育として、各取組に効果的に取り入れながら、横断的に推進していきます。

(基本方針2) 家庭・関係施設に係る取組の充実

主権者としての意識を涵養するためには、人格形成の基礎を培うため、社会とのかかわりを自ら意識し、その機会を増やしていくことが大切です。そのためには、家庭の理解と協力が必要不可欠であり、行政や学校が取り組んでいくだけでなく、日常生活の中で、自ら意思決定をしていく機会を積み重ねていくことで、より効果的かつ実践的に推進していくものと考えられます。家庭や支援施設等において、当事者の主権者としての行動を養っていくため、日常生活の中で働きかけができるよう、親や家庭、支援者の意識の醸成が図られるような工夫をしながら、取り組んでいきます。親や家庭、支援者が当事者の主権者としての行動等を制限しすぎることなく、生活できるよう働きかけていきます。

また、主権者としての権利行使の一行為である、選挙での投票においても、若い世代への投票の呼びかけだけでなく、親世代が子どもと一緒に投票所に足を運ぶことで、子どもたちに興味を持ってもらう等、親や家庭の意識醸成にも第1期計画に引き続き取り組んでいきます。

更に、主権者教育は、市内の様々な関係機関や市民団体と協力することで、より効果的な推進が見込まれます。行政が持つノウハウを学校だけでなく、障がい者支援施設で活用する等、横断的な取組を行っていきます。また、関係機関と市民団体の連携等についても、行政の協力のもと、議場や実際に使用する投票箱等を活用してもらうことで、より効果的な取組となるよう連携していく等、行政と関係機関が一体となって、主権者教育に取り組んでいけるよう努めていきます。

また、市内の主権者教育を推進してだけでなく、狛江市がこれまで先進的に取り組んできた「知的・発達障がい者への主権者教育」をはじめとした取組を、これまで作成してきた資源を活かしながら、狛江市の中に限らず、他の地域に効果的に広めていきます。

(基本方針3) 主権者教育に係る情報支援の充実

主権者として、社会の中で「自ら考え、意思決定をし、行動に移していく」ためには、現代社会に対して、関心を持つことが必要です。障がいの有無にかかわらず、子どもたちは日常生活を送っていく中で、様々な情報に触れることで、社会の現状を把握していくことから、子どもたちにとって、「正しく・わかりやすい情報」が必要です。数ある情報の中から、子どもたちが「正しく・わかりやすい情報」を適切に選択し、理解し、それを活用していくことが、社会への関心へつながり、主権者教育の第一歩となることから、適切な情報支援を行っていく必要があります。

現代では、新聞やテレビだけでなく、インターネットやSNS等、多くの情報媒体が存在します。それぞれの情報媒体を、特性に応じて効果的に活用しながら、子どもたちが適切に情報を扱うことができるよう、親や学校、支援者が教育・支援に努め、子どもたちへの情報発信が正しく・わかりやすい情報発信を行っていけるよう、発信者へ働きかけていきます。

また、GIGAスクール構想による児童生徒へのタブレット端末の貸与等が行われている環境においては、発信だけでなく、子どもたちに対して、情報媒体等の適切な使用方法についても指導等を行っていく必要があります。子どもたちがタブレット端末や情報の取り扱いを知識として習得できるよう、適切な情報教育を進めていきます。

更には、大人が発信し、子どもたちが受け取るだけでなく、子どもたちが市が実施する取組や自らの体験を通して得た情報や知識等を、同世代友達や次の世代に積極的に発信し、フィードバック・共有するという行動につなげることができるよう、それぞれの取組や日常生活の中で検討及び工夫を加えていきます。

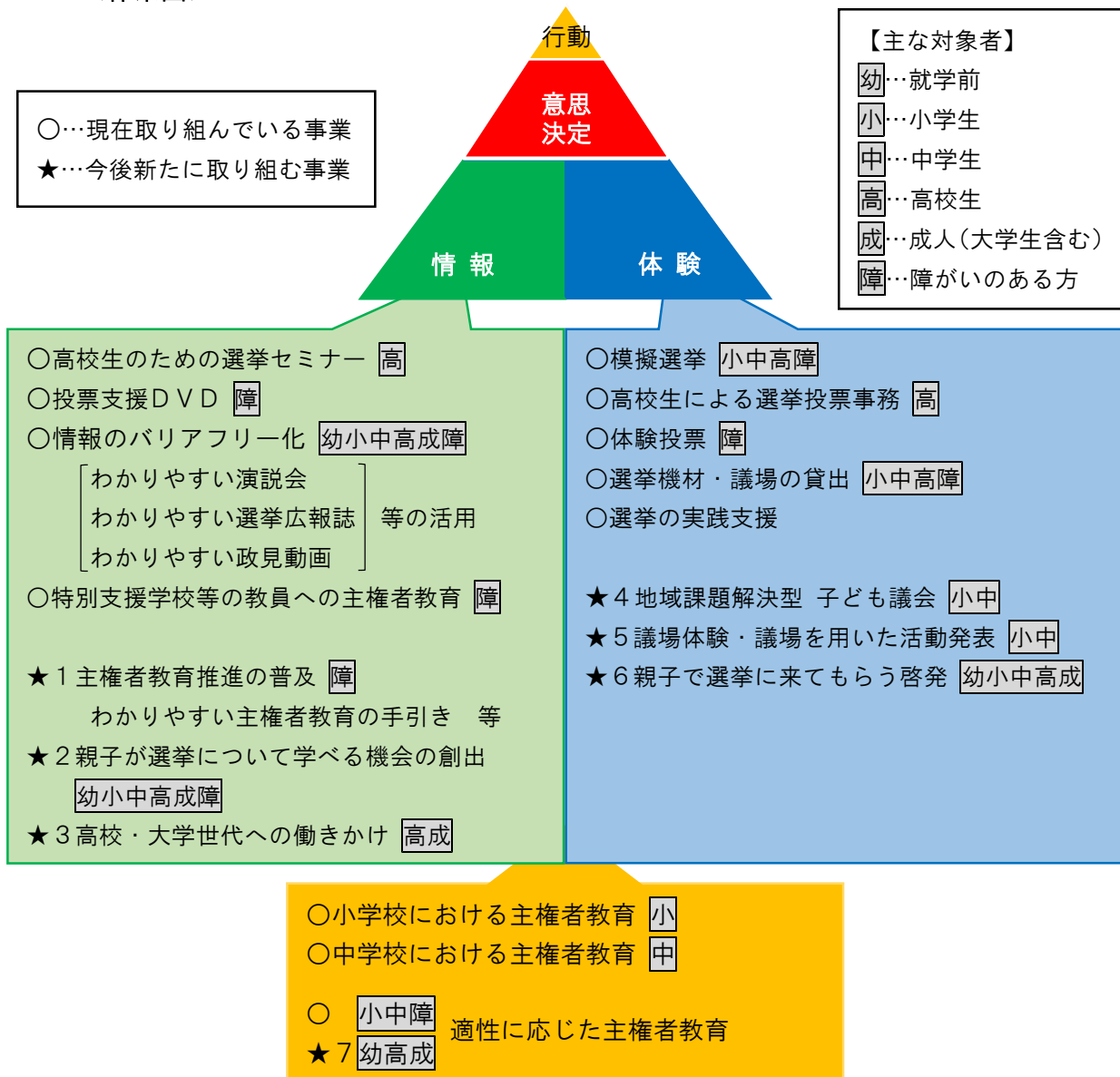
粕江市では、知的・発達障がい者に対する主権者教育として、主権者としての権利行使の一例である選挙を一つの例として、「投票支援カードの作成」のほか、当事者団体と協働で「投票補助DVDの作成」、わかりやすい情報提供のガイドラインの内容を参考に「簡単ガイドの作成」を行い、主権者としての行動につながるよう、情報発信者に対し、伝わりやすい情報発信への働きかけを、また知的・発達障がい者に対し、わかりやすい情報発信を行ってきました。今後もこれまで作成してきた資源や積み上げてきたレガシーを活用し、市内にとどまらず、また障がいの有無にかかわらず、多くの当事者及び関係者へ、主権者としての行動につながる情報支援をしていきます。

■第4章 今後の取組について

主権者教育を「自らが社会的意思決定を行うことを学ぶこと」という定義のもと、目指すべき主権者像である「社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、自ら考え、意思決定し、行動できる人材」を育成していくために、第1期計画に引き続き「体験」と「情報」という2つの観点からアプローチし、取組を進めていきます。

本計画に掲載する取組は、第1期計画から引き継いだものを多くまとめていますが、取組の実施については、新たな基本方針を念頭に置きながら実施をしていくだけでなく、事業対象となる世代や範囲の拡大及び実施方法への新たな工夫等を加えていくほか、現状実施している既存事業や今後新たに実施する取組においても、本計画の趣旨に則り、実施することで、更に主権者教育を推進していきます。

<体系図>



★1 主権者教育推進の普及 障

これまで狛江市が取り組んできた主権者教育の推進に向けた取組等について、市や市民団体が積み上げてきた経験やレガシー、わかりやすい主権者教育の手引き等の資源を活かしながら、市内外への主権者教育の推進に向けた普及を進めていきます。

★2 親子が選挙について学べる機会の創出 幼小中高成障

まなび講座において、小学生・中学生・高校生・障がいのある方と年代や環境に応じた講座とするほか、親子での参加等についても対応する等、親子が共に選挙について学べる機会を提供することで、家庭での話し合い活動にもつなげていきます。

★3 高校・大学世代への働きかけ 高成

成年年齢の引き下げに伴い、18～19歳でも成人として扱われます。例えば、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになることにより、消費者トラブルの被害に遭いやすくなる等も考えられることから、消費者行政の推進を始めとして、知識の習得や責任のある行動がとれるよう、高校生及び大学生世代へのサポートや啓発、情報提供等の充実を図っていきます。

★4 地域課題解決型 子ども議会 小中

学校と異なる環境の中で、子ども自身の主体性のもとに地域レベルの問題の発見と課題提起を行う「ワークショップ」と、議会制度を通じて地域課題の解決を目指す「子ども議会」を一体的に展開することで、地域レベルの課題の発見から解決までの過程を“疑似体験”するとともに、この過程を通じて、身近な問題に主体的に取り組み、意見表明を行える主権者の育成を図ることを目的とします。

併せて、この事業の参加者が次年度の「ジュニアサポーター」となって次年度の事業にかかわることで、地域における主権者の“継続的な”育成と、子ども同士での「教える⇄教わる関係」を意図的に創出します。

★5 議会体験・議場を用いた活動発表 小中

議場を間近に体験することで、政治的な知識を身に付けていくほか、校内委員会の活動発表等について、議場を活用していきます。また、小中学校の議会・議場に関する見学等についても受入れ、体験を通じた知識の習得の一助とします。

なお、活動発表については、現在は小学校で実施している取組ですが、今後は中学校等の年齢層及び障がいのある方等の対象範囲の拡大についても検討していきます。

★6 親子で選挙に来てもらう啓発 幼小中高成

親子で一緒に選挙に行くことは、将来の投票参加に効果的であるという考えとともに、主権者教育としても、他では得ることができない貴重な学習の機会となることから、家族そろっての投票を積極的に働きかけていきます。また、社会的にも子どもが投票所に入ることも徐々に緩和され始めていることから、社会情勢に応じた対応を行っていきます。

★7 適性に応じた主権者教育 **幼高成**

障がい者の特性に応じた主権者教育（意見や考えを述べる場や機会の提供）について、更に成長段階を広げ、幅広い世代、人に主権者としての行動が身に付くよう働きかけを行っていきます。

【関連する取組】※自ら考え、意思決定し、行動することにつながる取組

- ◇ **小中高成障** 主体的に話し合う場を提供することを目的とした住民懇談会
- ◇ **小中高成障** 各種計画等の策定に向けて意見を聞き、参考とすることを目的としたアンケート
例：◇基本計画に関するもの ◇人権・男女共同参画に関するもの
 ◇その他市民へのアンケート 等
- ◇ **小中** 啓発ポスター・標語募集等と関連させた取組
例：◇社会を明るくする運動作文・標語の募集
 ◇薬物乱用防止ポスター・標語の募集
 ◇明るい選挙啓発ポスターの募集
 ◇ごみ減量ポスター・標語の募集
 ◇租税教育に関する募集（税の書道展、税についての作文） 等
- ◇ **中** 人権作文コンテスト
- ◇ **小中** 学校における生徒会役員選挙
- ◇ **中障** 職場体験実習への参加・受入
- ◇ **成** 成人式企画実行委員会
- ◇ **成** 公民館における主権者講座の開催
- ◇ **障** 事業所内における利用者自治会役員選挙

■おわりに

この「狛江市総合的な主権者教育計画」は、行政や学校の取組だけでなく、障がい者支援団体の取組も盛り込んだものとしています。しかしながら、主権者としての意識や能力は、市全体で取組を推進することで育まれていくのはもちろんのこと、日常生活の中で、主権者として「意思決定を行い、それを行動に移す」という一連のプロセスを実際に行い、積み上げていくことでより育まれていくものと考えられます。そのことから、本計画に基づいた取組を継続して推進していくとともに、本計画について、広く周知することで、親や家庭、関係機関、更には主権者自身の意識醸成を図っていくことも重要といえます。

また、狛江市では、平成 25 年の公職選挙法の改正による成年被後見人の選挙権回復を受け、知的障がい者等への投票支援にいち早く着手してきたことから、これまでのレガシーを活用し、現代社会において、成長段階や障がいの有無にとられない主権者教育を継続的に推進していくことが必要です。

更に、狛江市では、将来都市像を「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」とし、まちの主体である市民と市が互いに連携・協働することで、まちづくりを進めていくという想いが込められています。本計画を推進することで、主権者教育の推進が、市民のまちづくりへの積極的な参加や協働につながる、足がかりの一つとなるよう、狛江市全体で取り組んでいきます。

登録番号（刊行物番号）

R3 - 39

狛江市総合的な主権者教育計画（第2期）

令和3年10月発行

発行 狛江市
編集 企画財政部 政策室
狛江市和泉本町一丁目1番5号
電話 03（3430）1111
印刷 庁内印刷
頒布価格 20円